

(第69号)

The School Health (No. 69)

昭和42年9月30日発行
(隔月発行)

発行日本学校保健会

可児重一

東京都港区芝西久保
明舟町10
電話(501) 3785

振替口座東京 98761

印刷所 伊東進歩堂

頒価1部35円(送料共)

学校保健

財団法人 日本学校保健会 会報

教育の目的は、人格の完成を目的とし、社会正義の形成を成者として、個人の価値を愛し、自主的責任を重んじ、勤労と責任を重んじ、個人の価値を充ちた心身の健全な国民の育成を期すことである。(教育基本法)

学校保健の世界は、一見複雑多岐である。医、歯、薬という専門分野と、教師という教育分野との結合が複雑に見えるからである。学校保健の世界が、職域という人間関係に立って見ただけでも、すでに複雑多岐であることはたしかであるが、その複雑さをもつものの看板が、一言で言える「学校保健」であることについて、もう一度考えてみる必要があるのではなからうか。

まず、職域の一つである学校医と学級担任教師との関係について考えてみよう。

学校医も学級担任教師も、学級の全部の子どもと接触する。ところが学級担任教師が児童と接触するのは学校生活の全部にわたっているのに対して、学校医が子どもに接触するのは極めて僅かな回数と時間にすぎないのではなからうか。なお学級の特定の児童である疾病傷害をもつ児童には、度重なる接触が考えられるが、これを学級全部の児童について考えることはできない。

以上のように表面的にみると、学校医と学級担任教師との間には大きな相違があり、両者の関係はさほど緊密なようにはみられない。

しかし学級の児童全部が終始従っている「学習」についてみれば、学習の内容や方法はすべて教師のあずかることであるが、その学習について児童のひとりひとりの能力がうまく発揮され、それが効果的であるためには、それぞれの児童の生理的衛生的心理的条件が調整され整

備されていないとまではならない。このことについて専門的技術的な指導助言ができるのが学校医等である。とくに疾病傷害によって学習不能に陥った場合の治療や処置は、医師以外の手によって行うことは許されていないのである。このような医療を必要とするような重大な学習損失については、いつも制度の示すところもあって、うまく処理されるであろうが、学習損失の程度が軽い場合は、専門的技術的な立場からの条件整備が、軽視されたり、無視されたりするようなことはなからうか。もしあるとすれば、これは児童や生徒の立場からは、実に重大な問題である。

学校保健と教育は一つのもの

理事 湯浅謙一

きないであろう。

以上のようなところに学校保健の基本的な姿があるのではないであろうか。学校保健は外的な複雑さがどれだけあるにしても、その内容はひとりひとりの児童や生徒にかかっていことであって、決して複雑多岐であるわけがない。すべての児童や生徒の学習がうまくいくよう図ること以外に学校保健も教育もないはずである。

学校保健と教育は、一つのものだという基本的理解が行き届いたとき、おたがいはどのようなことを考へたらよいのだろうか。いうまでもなく、一般教師がひとりひとりの児童や生徒の学習の条件整備について、もつと深く科学的に考えること、そしてこの立場から積極的に学校保健に近づいていくことが必要となるであろう。そのために必要な学校保健についての基礎的な教養が、教師の資格としてもたれねばならない。また、医、歯、薬の側についてみれば、現在以上に、一応健康とされる児童生徒について、その生活の調整について適切な指示ができるよう考えることとして、この立場から積極的に学校教育に近づいていくことが必要である。そのためには基礎的な教養として、教育への研修が望まれる。ここに望まれているのは、たんなる健康教育、保健教育、衛生教育等のもつものではない。学校教育一般についてである。保健教育はむしろ一般教師によつてもつと研修されるべきであり、医、歯、薬の側に必要なのは教育の全体である。

日本学校保健会が、すでにPTA等学校外への拡がりを考えてきているのも、学校保健と学校教育の正しい関係に対処しようとするものである。学校保健も学校教育も今後さらには児童生徒の生活の全体に着目して、問題の発見と処理をしていく必要がある。戦後の学制改革によつて学校保健委員会等の学校保健組織活動が打ち出されたが、果してどれだけこの学校がこれをうまく活用しているであろうか。これらは正に学校保健と教育が一つのものだから必要なのである。

地域における保健活動という言葉が最近方々で見聞される。この活動が家庭の人間関係や日本人の学校教育に対しては感情を軽視して運営されたのでは成果は得られないであろう。地域社会における強い組織と感情とを深く追及していくときぶつかるのが、学級と家庭とのつながりである。「カギツ子」その他多くの問題は、学校保健も地域保健も家庭生活のまん中に子供が厳然と座していることを忘れてはなるまい。この子供についてわれわれは責任と義務をもつていのである。

本号内容

- ◆ 学校保健と教育は一つのもの
- ◆ 学校保健団体の連絡協議会予告
- ◆ 全国大会時の各部会集會 予告
- ◆ 学校保健の今日の問題
- ◆ 保健主事の地位と任務の再確認
- ◆ 31回全国学校歯科医大会 予告
- ◆ 全国養護教員研究会の発足
- ◆ 学校薬剤師界の動向
- ◆ チェコの学校保健の現況
- ◆ 本会ニュース

千葉千代世参院議員の質疑

可児常務理事の参考人出席

去る6月29日参議院文教委員会における案件のうち、「学校保健に関する件」があり、この件について千葉千代世議員の長時間にわたる質疑があった。

この案件に関し、前もって参院事務局から本会に対して参考人の出席要求があり、可児常務理事が当日出席した。なお本会から数名のものが傍聴に出た。

開会劈(ヘキ)頭、千葉議員は次のように発言された。「私は学校保健の発展の立場から、今日は日本学校保健会について、とくに当面の問題とか組織、運営、経理について伺いたいと思います。」

文部省学校保健課

課長補佐の交代

新課長補佐に安田稲男氏就任 前課長補佐三木彰氏は初中局 財務課に栄転



新課長補佐
安田 稲男氏

去る7月、文部省の人事異動で、学校保健課に課長補佐として、新

任の安田稲男氏を迎え、前任三木彰氏は初中局財務課に課長補佐として栄転された。

新任の安田氏は、学殖ゆたかで、行政界に出られてすでに十年、十分に練達の域に達せられ、田課長のもとにその手腕力量を発揮されることと期待される。

前任の三木氏は、昭和40年11月、学校保健課課長補佐として就任、その期間1年8ヶ月であるが、吉川課

育局長に対し、詳細な質疑が行なわれ、また可児常務理事にもしばしば発言の機会が与えられた。質疑の内容や、大臣や局長の答弁ならびに可児常務理事の説明については、紙面の都合上、次号に掲載する予定である。

可児常務理事は、最後に次のような希望を述べた。「どうも、学校保健の重要性が一般に認められていないのであります。これは非常に遺憾なことであり、その原因の一つとして、教員資格取得の単位に、学校保健が必修となっていないことがあげられると思います。従ってどの先生も学校保健を勉強しておられるとは限らない。ことに小学校で学級担任の先生が、学校保健を勉強しないで、学級を受けもつということは非常に欠点があるのではないかと思

われます。でありますから、教員の資格取得の単位に、学校保健を必須科目にするよう、文教委員の先生方にお骨折願いたい。」

日本学校保健会が国会で取上げられたのは、今回が初めてであろう。

学校保健団体の

連結協議会の開催

従来全国学校保健大会の日程中に全体協議が含まれ、人的面と物的面の2班に分かれて研究討議され、ここでまとめられた決議要望が、大会後国会や各省大臣その他に陳情されてきた。ところが今秋の愛媛県における全国大会では、班別研究に重点をおき、従来の全体協議が日程にならず、そこで大会とは別に本会主催として、それに代る協議会を開催することとなった。決議要望等はここで

長、田課長のもとに、予算の獲得、中央、地方の学校保健の進展のためにねばり強い努力を続けられ、とくに本会の寄付行為改正に当たり、法的面において、専門的指導を与えられたこと、保健関係者一同深甚な感謝を捧げる次第である。栄転先の初中局財務課は、地方教育費、教職員定数、学級編成その他重要な文部行政を管轄し、文部予算の半分をここで扱うというところである。三木氏の活躍を祈る次第である。

安田稲男氏略歴(高知県出身)

昭和30年京大法学部卒業、同32年阪大大学院法律研究科修士課程修了、文部大臣官房会計、文化財保護委員会、庶務課審議係長、事務局記念物課審査係長、大臣官房人事課、北海道大学庶務課長、社会教育局視聴覚教育課課長補佐

まとめ、それにもとづいて陳情等も従来どおり行なうこととなる。

右につき9月1日付けで、各都道府県・指定都市の教委学校保健課長同学校保健会長及び本会理事監事あて通知状を発送した。その要領を次に掲げる。

主催 本会

後援 愛媛県学校保健会

期日 11月24日ゴ3・30-5・0
(本会評議員会閉会後)

同日 26日ゼ9・0-12・0
ゴ1・0-4・0

会場 愛媛県庁第2別館大会議室

参加者 加盟団体代表者1名、職員1名、計2名、特に希望するものはその他に1名

申込締切 9月30日

班別研究と併行して行なわれる関係上、班別研究参加者はこの協議会に申込みとはできない。

(備考) 申込締切はすでに終わっているが、協議題及び要望事項は今後でも受け付ける。

全国大会時における

各部会集会開催予告

△学校医全国大会 於奥道後
11月25日 ゴ14・30より

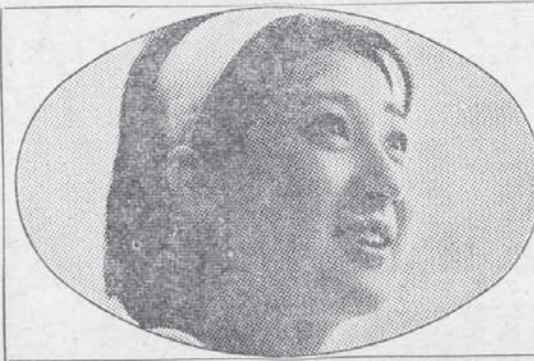
△学校歯科医研究協議大会 於県歯科医師会館 25日ゴ16・0より

△学校薬剤師研究協議大会 於市民会館 25日ゴ16・0より

△全国保健主事研究協議大会 於奥道後 24日ゴ13・0-16・30

△全国養護教員研究協議大会 於県立松山東高校 24日ゴ13・16・40

△安全会職員研究協議会 於県庁大会議室 25日ゼ9・0-12・0



ブルーデーにもはれやかな笑顔をお約束します

- モレ・ニジミの心配がない。
- 水に解けやすくなっています。
- 日常活動はもちろんスポーツも大丈夫。
- ソフトな肌ざわり。

さわやかなブルーデー (生理相談券つき)

エモール ナプキン

家庭用(薄手30コ入)・化粧箱(厚手8コ・薄手7コ入)



学校保健の今日の問題

船橋市立海神小学校長 菅 谷 昭

1 教育課程の改善と保健教育

さき頃、教育課程改善のための中間のまとめが発表された。私は学校保健、保健教育の面では、どのよう

に改善され、進歩するか大きな期待をもっていたので、胸をおどらせて読了したが、必らずしも満足できなかった。

(1) 体育の中で行われる「保健学習指導」は、今回の発表にみる限り現行と変りはないようである。体育の中では体力の向上を図ることに力点を置くとともに、安全で能率的にかつ秩序正しく行動するための基本的行動様式の指導を内容としている。

(2) したがって従来通り一年から保健指導を徹底し、五、六年では、その意味づけ理論づけと自覚的自主的実践を志向しての保健学習指導を実践するわけである。児童の保健意識を高め、健康生活の実施を強化することは重要な指導内容である点にかんがみ、教育課程の改善実施とともに、ますます現場教師の奮起を望みたい。

(3) 「特別活動」の領域において、保健体育的行事、遠足的行事、安全指導的行事等が考えられているが、これは保健面の明確化と進展化と理解したい。なお同じく「特別活動」領域において「その他の教育活動」として学校給食、保健指導等が位置づけられている。この点も従来より進展したように考えられるが、さて問題はその時間配当である。新教育課程の実施段階で、これら「特別活

動」の時間がどのように配分されることになるか。それによって現場の校長としては、保健教育の充実を期して適切な合理的な時間を配当しなければ、またしても、その充実どころか絵に描いた餅になりかねないと思う。

2 保健教育の焦点化

最近交通安全教育の必要性が叫ばれ、各学校ではそれぞれの計画に基づいて、この交通安全教育を実施しているが、このことは生命を尊重する理念の実現化、現実化であって、まことに喜ばしいことである。

しかし、ここで考えなければならぬことは、交通安全指導の充実強化のために、体育の中に示されている保健学習指導を軽視あるいは無視し、あるいは忘れてはならないということである。

なる程交通安全指導の不足は直ちに生命を傷つけ、又は生命を失わせるものであるから、学校教育の中でも最優先的に何を措いても徹底的に指導し、強化徹底させなければならぬものであることはいままでも

ない。とすると、学校の現場では、この指導は「いつ」や「たら」よいかということになるのは当然である。文部省や各都道府県の教育委員会で、交通安全教育の時間を月一時間程度とって指導を充実させる行政指導されているが、一方、保健指導につきても従来月一時間程度指導するよう行政指導が行われていたのである。

学校現場の状態から考えると、交通安全も保健指導も共に生命尊重を理念とする教育であることを承知しているのであるが、問題はこの指導時間を「どこ」に設けるかということになる。今日の教育課程を実施する学校のプログラムの中では、なまやさしい問題ではない。

時間のとり方が難しいとすれば、そして、保健安全の両立とも大切だとすれば、どうしても緊急度、切実度の強い交通安全教育に重さがかかり、結果として、保健学習指導の時間がとりにくくなって、遂に甚だ残念ながら保健学習指導は実施不可能にならざるを得なくなる。つまり交通安全教育の充実強化とともに、保健学習指導の影がうすくなってしまふのではないかと心配されるのである。

本来、安全の問題は、学校保健の一分内容であるはずなのに、その一部分が強調されて本体を忘れるようなことがあってはならないと思う。

そこで、現場教師としては、一年から六年までの保健指導安全指導をますます強化していくことはもちろん、五、六年における保健学習指導も忘れることなく、時間を設けて確実に実施しなければならぬと信ず

るものである。

3 健康診断事後措置の徹底

学校保健法による健康診断は各学校で百%実施されているが、問題はその結果処理である。つまり事後措置が十分に行われているかどうかである。例をう歯にとつても、その予防処置、治療率は未だ満足できる状態にはなさそうである。学校における健康相談の実施にしても同様である。その他事後措置を必要とするものは種々あるが、何れも不十分であると思う。従って、健康相談を含めて健康診断の事後措置を如何にして徹底させるか、これも今日の問題の一つであろう。

4 養護教諭の完全配置

例の第百三条の撤廃とともに、養成機関の増設と、その内容の強化充実を図ることである。百三条を撤廃しても、有資格者を養成しなければどうにもならないのであるから一日も速かにこの実現を望みたい。

5 その他

保健主事の執務時間の確保の問題、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の待遇改善と執務の向上、学校保健委員会の運営と活動の促進、父兄の保健安全意識とその生活実践の向上、保健室の施設設備の充実、学校環境施設の充実改善整備等々学校保健の問題は山積している。

6 学校長の保健研修

それにしても学校長の保健研修が一層向上することを切望したいと思う。学校経営は全人教育を旨とするとは当然であるが、私は、その基礎として「健康」を中心におきたいと思う。また、そうでなければならぬと確信するものである。

脳の働きをよくする

—《脳代謝促進剤》—


ギャバ製剤 **ガンマロン** GAMMALON
ガンマー・アミノ酪酸 錠・液・注


純良医薬  第一製薬

1度に4種類の尿検査ができる!

尿のpH・糖・蛋白・潜血に対する
“Dip and Read”方式試験紙

ヘマコンビスティックス

販売元 三共株式会社


製造元 AMES Co., Inc.


保健主事の地位と任務の再確認

東京都千代田区立一橋中学校保健主事 工藤 亮輔

昭和33年6月から学校保健法が施行され369万円の予算が認められた。その後衆参両院議員に学校保健に対する理解者が多くなり、予算に伴なう学校保健の内容が年々拡大してきた。体育運動の基礎は学校保健であり、学校保健が完全に行なわれれば教育の目的は大半達せられたと考えることができる。そこで学校経営上有能な校長は保健主事の任務を認識し、本年度実施すべき身体生活上の重要な綱目である学校保健について計画立案実践評価問題をとりあげるのである。保健主事は校長の考えに答えて、養護教諭、学級担任、体育主任、清掃主任、学年主任、給食主任、学校医各代表の意見を聴取しなければならぬ。そして常に教頭と他の学校運営上の問題について調整をはかる事が大切である。

B 保健管理上の諸点
(1) 主体管理 (イ)健康観察 (ロ)健康診断 (ハ)健康相談 (ニ)疾病傷害予防と措置 (ホ)学校給食 (ヘ)定期検査計画
(2) 行動管理 (イ)学校行事と管理 (ロ)学習 (ハ)休憩 (ニ)非常災害 (ホ)給食時
C 学校保健教育
(1) 保健教育研究 (イ)保健に関する事項 (ロ)体育保健に関する知識
(2) 学校生活 (イ)教科学習 (ロ)道徳 (ハ)特活 (ニ)学校行事 (ホ)休憩
(3) 家庭生活 (イ)健康習慣育成の記録 (手帳) (ロ)保健だより (ハ)家庭環境と指導
(4) 社会生活 (イ)教職員の現職教育 (ロ)PTA学習会 (ハ)地域環境と生活 (ニ)通学時 (ホ)子ども会または生徒集会

以上の事について学校保健委員会と職員会PTA保健厚生委員会等の意見を聴取し、学校運営計画案との調整をはかることが保健主事に与えられた重要な任務である。したがって学校保健に関する学校長、保健主事の管理上の統轄が最も重要な任務となる。

教頭が学校保健を除いた一般学校運営の構想をまとめているのだから保健主事は次の各層の方々の意見や考えを把握し、少しも遠慮することなく学校保健の在り方を確実に実現しなければならぬ。

A 環境衛生管理
(1) 照度照明関係 (2) 水飲み手洗い場の管理 (3) 教室の自然換気 (4) 教室の空気 (5) 飲料水の管理 (6) 足洗い場の管理 (7) 机椅子の整備 (8) 便所の管理 (9) 黒板の管理、(10)ごみの処理、(11)ネズミ、ハエ、ゴキブリの生息管理、(12)学校給食の食品衛生 (13)水泳プール管理 (14)水飲み手洗い場の管理 (15)危険場所の管理

長 事務
校 主 給食主任

校務主任
保育主任
学年主任
給食主任

この組織による学校保健委員会にはかり保健組織の大綱をまとめなければならぬ。大綱が決定したら詳細は保健主事が一任を受けて次の事項を作り実施しなければならぬ。
1 保健指導の重点目標を月別に
a 月別統一目標
b 学年別 月別目標
を發表実施することが必要である。
2 健康指導計画は保健計画を基礎にして学年別に、
(a) 学年目標 (b) 指導内容 (c) 教科指導 (d) 道徳 (e) 特別教育活動 (f) 学校行事に、分類綱目を掲げて進めなければならない。

保健主事としてはそのほかに、(1)薬の正しい知識(2)学校保健統計調査について(3)結核伝染病の実態調査(4)特殊児童生徒の保健管理(5)精神衛生管理(6)健康手帳の其他等について一応の知識を持っていなければならない。
学校運営を企画する学校長が、教頭に統轄を依頼する事項と、保健主事に統轄を依頼する事項を明瞭にしてその調整を円満に進めるよう考慮してほしいものである。
多くの学校は前述のような立場で学校運営を実施しているだろうが、中には受驗準備とか道徳指導とか運動とかに偏している学校がないとは言えないことは遺憾なことである。いつも中正に立って総合的対策を立て進めるように念願して止まらぬ。

第31回全国学校歯科医大会

昭和42年度学校歯科衛生研究協議会

大会

期日 11月11日(土) 12日(日)

会場 愛知県文化講堂
主催 日本学校歯科医会、日本学校保健会、愛知県学校保健会、愛知県歯科医部会、愛知県立高等学校学校保健会、名古屋歯科医部会、名古屋市学校歯科医会、愛知県教育委員会、名古屋市教育委員会

研究協議会

期日 11月10日(金)

会場 名古屋市教育館
主題 「学校歯科の教育的な活動を積極的に進めるにはどうしたらよいか」(ワークショップ形式)

ワークショップ題目
一、学校において保健計画のなかに積極的に歯科の教育活動を取り入れるには学校歯科医はどのようにしたらよいか。
二、学校歯科の教育活動の内容について。

主題 「学校歯科の手引を實踐して児童の健康を高めよう」
観光 明治村の見学、日本ライオン下り

強力な殺菌、消毒、漂白、脱臭剤 日本学校保健会御推薦品

日曹ハイクロン

厚生省指定法定消毒薬 食品添加物合成殺菌料

主な用途 ○プールの水の消毒と藻の発生防止
○プール底壁、便器、脱衣室の床の消毒
○簡易水道の水の消毒

○貯水池の藻の発生防止
○学校のプール、食堂、食器、汚水溝等の消毒、殺菌、脱臭

日本曹達株式会社
本社 東京都千代田区大手町2の4 (211) 2111
大阪支店 大阪市東区北浜2丁目9 (203) 3151

全国養護教員研究会の発足

同会長 堀内フミ

養護教員の職制がし
かれて以来25年、す
でに全国では一万四千名
を教え、数年来全国組
織の設立が要請されて
おりました。

去る8月1日、漸く
機が熟しまして、東京
で養護教員各県代表会
がもたれ、その席上、
私たちが長年待ち望ん
でおりました全国養護
教員研究会の設立発足
を見ました。ここに改
めて全国の養護教員の
皆様にこのことをお知
らせたいします。

この会はあくまで学
校保健の進展に協力す
ることと、養護教員の
自己研修とを目的とする純粋の研究
団体でありまして、他に何らの目的
をもつものではありません。

この点につき、日教組が十分に
理解されていない点があるのでは
ないかと思われませんが、日教組がわ
でも、また全国の養護教員の皆様に
おかれましては、本会設立の趣旨を
十分に理解せられるよう希望いたし
ます。そして養護教員の皆様には、
日教組の組合員であろうと非組合員
であろうと、そのようなことには関
係なく入会され、全国一団となって
先輩諸姉の開拓された私たち養護教
員の職域の進展と自己研修を図りた
いものと心から希望いたします次第であ
ります。

次にこの会の規約ならびに発会当
日選出されました各役員の氏名をあ
げることといたします。

全国養護教員研究会規約

第一章 名称および事務局

第1条 この会は、全国養護教員研
究会(以下「本会」といふ)という。
第2条 本会の事務局は当分の間、
会長が所属する学校におく。

第二章 目的

第3条 本会は、学校保健に関する
研究を行ない、会員相互の資質の
向上と合わせて学校保健の振興に
寄与することを目的とする。

第三章 事業

第4条 本会は、前条の目的を達成
するために、次の事業を行なう。
(1)養護教員の執務の向上に資する
研究
(2)学校保健に関する調査研究
(3)学校保健に関する講習会および
研究会の開催
(4)その他、本会の目的達成のため
の事業

第四章 組織

第5条 本会は、全国養護教諭なら
びに養護の職務にたずさわる者を
もって組織する。
第6条 本会に、次の地区別養護教
員研究会をおく。

- 北海道ブロック 養護教員研究会
- 東北ブロック
- 東海北陸ブロック
- 関東ブロック
- 近畿ブロック
- 中国ブロック
- 四国ブロック
- 九州ブロック

第五章 役員および職員

第7条 本会に次の役員をおく
会長一名 副会長三名
理事若干名 評議員若干名
監事二名

第8条 役員は、次の方法により選
出する。

(1)会長、副会長は理事会において
互選または推せんする。
(2)理事は各ブロック毎に会員の中
から一名選出する。
(3)評議員は各都道府県および六大
市の会員の中から一名選出する
(4)監事は評議員会の推せんにより
会長が委嘱する。

第9条 会長は本会を代表し会務
を総括する。
2 副会長は会長を補佐し会長事故
ある時はその職務を代行する。
3 理事は理事会を組織し会の運営
にあたる。
4 評議員は評議員会を組織して本
会の重要事項を審議する。
5 監事は本会の会計を監査する。
第10条 本会に顧問をおくことがで
きる。

2 顧問は学識経験者から理事会が
推せんし会長が委嘱する。
3 顧問は会長の諮問に応ずる。
第11条 1 役員の任期は2年とす
る。但し再任を妨げない。
2 役員に欠員が生じた時は、第8
条の定める方法により補充する
その任期は前任者の残任期間と
する。

第12条 本会の会務を処理するため
会長は会計書記を委嘱することが
できる。

第六章 会議

第13条 会議は理事会および評議員
会とする。
第14条 理事会は必要に応じて会長
が召集し次の事項を審議する。
1 評議員会に提出する事業計画お
よび予算決算に関する事項

2 評議員会より委任された事項
3 その他会長が必要と認めた事項

第15条 評議員会は毎年一回又は必
要に応じて会長が召集し次の事項
を審議する。
1 予算決算ならびに事業計画に関
する事項
2 その他特に必要な事項

第16条 理事会および評議員会は各
委員の過半数の出席により成立す
る。但し委任状の提出があった時
は出席者とみなす。
2 会議は出席者の過半数をもって
決し可否同数の時は議長が決す
るところに従う。

第七章 会計

第17条 本会の経費は、会費寄付金
その他の収入をもってあてる。
1 会員の負担する会費は年額30円
とする。
2 本会の会計年度は毎年四月一日
始まり翌年三月三十一日をもっ
ておわる。

付則
第1条 本会の規約を変更しよう
とする時は評議員会の議決を必要と
する。
第2条 この規約は昭和42年8月1
日から施行する。

役員氏名

- 会長 堀内フミ(東京)
- 副会長 大谷しづ(群馬)
- 大橋京子(福島)
- 理事 徳江政子(関東ブロック)
- 小林しき子(東北ブロック)
- 森下スミエ(近畿ブロック)
- 東ユリ子(四国ブロック)
- 評議員加入各都府県六大大市代表者
- 監事 白岩ケイ(東京)
- 浜田鶴子(東京)
- 阿部カツ(横浜)
- 書記

よい子のビタミン

総合ビタミン・ミネラル剤



シオノギ製薬

柴田の学校保健衛生検査器

日本学校保健会推奨品

- アスマン通風乾湿計
- 黒球温度計
- 労研電動濾紙塵埃計
- 簡易水質検査器
- 簡易騒音計
- 光電池照度計
- 力夕温度計
- 北川式二酸化炭素検知器

柴田学校保健衛生検査器0点セット 柴田化学器機工業株式会社



東京都台東区池之端3-1-25 TEL 822-2111
大阪市西淀川区柏里1-80-3 TEL 471-9027

学校薬剤師界の動向

日本学校薬剤師会副会長 永山芳男

日本学校薬剤師会 創立15周年

日本学校薬剤師会が創立されたのは昭和26年の秋、福岡市で第一回の全国学校保健大会が開催された時である。本年一月松山市で開催される第一七回全国学校保健研究大会の際開かれる全国学校薬剤師大会で日本学校薬剤師会創立15周年のお祝いが行なわれることになっている。学校薬剤師の表彰、学校薬剤師制度完成に功労のあった人々への感謝状の贈呈、学校薬剤師の過去、現在、未来を語る図書の出版等が予定され、着々準備中である。我が国で始めて学校薬剤師というものが誕生して学校保健のメンバーに加わったのは、今の東京都千代田区の一部当時の東京市麹町区で、今から三七年前の昭和五年のことである。区教育庁の嘱託として学校における薬品つまり保健室の救急薬、理科室の化学薬品等について、その専門の学問技術で児童生徒、教職員のために奉仕することになったわけであるが、設置の動機は、当時各地の学校で誤薬による事故が起り、校医や学校歯科医の他に各学校に薬の専門家である薬剤師も必要とされたためである。その後東京市内の各区を始め全国各地に順次設置され、昭和27年に東京都では必置制となり、続いて昭和9年7月7日教育法の施行規則によって、長年学校保健大会等で叫ばれてきた学校薬剤師の法制化が実現した。その

後各地に設置された学校薬剤師が薬品管理等の薬事衛生面ばかりでなく、得意とする衛生化学の知識によって、学校における飲料水、プール水等の広汎な学校環境衛生面に活躍し、昭和33年に公布の学校保健法によって、現在の学校薬剤師制度が確立されたことは学校保健関係者各位の御支援の賜物である。その後も日本学校保健会を構成する他の部会の方々と手を組んで前進を続け、今や全国における学校薬剤師の設置率は90%を超えて、校医、学校歯科医のそれに近づき、昨年から未設置の僻地校への出張の国庫補助金も医師等と同様薬剤師にも出されることになった。尚近來公害問題から注目される担当の学校環境衛生については、39年6月学校環境衛生の基準が公布され、基準による学校環境衛生検査器具整備のための国庫補助金が、40年度から本年度まで市町村へ交付されることになった。学校薬剤師会の補助金獲得に対するPRの不足か、市町村の財政事情や環境衛生に対する理解不足のためか、右の国庫補助金は一昨年、昨年とも残念ながら全部を消化することができず全国学校薬剤師の全面的な活動に配置はできなかつたが、一応全国の主要市町村の教育委員会にセットの検査器具が整備され、学校薬剤師の配置、器具整備の陣容が整った。一方以上の整備と併行して、一昨年以來全国各ブロックで開催され、また

本年も行なわれる文部省主催の学校環境衛生講習会の盛り上りの効果も加わり、今後の地方教育委員会を始め、学校保健関係者のこの問題に対する理解と支援によってはこの際全国学校薬剤師の飛躍的活動が期待されるわけである。もし期待通り学校薬剤師の活動が展開され、環境衛生検査のデータが続々発表され、適切な事後処理が順次行なわれるようになれば、補助金無しでも、少なくとも学校薬剤師の設置されている市町村には、近い将来必ず文部省の指定した検査器具は整備されるものと確信する。

「薬と健康の週間」と学校薬剤師

本年も来る10月15日から1週間、薬と健康の週間が全国一斉に開催される。学校薬剤師は毎年この機会に児童生徒等に対し「薬」に関する講演を行なったり、保健室、理科室の薬品、衛生材料の整備の徹底をはかる等努めて来たが、数年前から環境衛生検査器具を使って、問題の学校に影響する公害、つまり工場、交通機関等の騒音、有害ガス、塵埃等の検査や、学校の飲料水、用水に及ぼす各種排水の影響調査を行なうようになった。昨年は全国の主な都市で一斉に児童生徒の登校時の通路の公害、(1)自動車の通行量 (2)一酸化炭素量 (3)ろ紙塵埃計の吸光度についての検査を行なったが、天候の影響や検査地点の選定等に、昨年実施の経験から尚問題点が数多く出たので本年は検査条件を一層厳密に指定して実行することになった。北海道から沖縄まで、全国各地の学校および

通学路の公害データが如何なるものかが判ることと思う。

沖繩と韓国に 学校薬剤師の設置

前述の通り我が国においては、昭和5年以来40年近い年月を経て、現在の学校薬剤師制度が完成したが、毎年4月に開催されてきた日本薬学大会の学校薬剤師部会に出席された沖繩、中華民国、韓国等の薬剤師会員の方々がこの学校薬剤師制度を重視し、各自の地元において学校薬剤師制度を実現するための努力を続けて来た。日本学校薬剤師会としても、資料の提供、現地へ出張の際の連絡等できるだけ協力して来たが、その運動が実って、韓国においてはこの3月学校医、学校歯科医、学校薬剤師の制度が完成し、3ヶ月後実施とのことであるから既に発足したことを思われる。

沖繩においても先年実施された学校保健法で、学校薬剤師の制度だけ見送られたが、その後地元薬剤師会特に会長始め担当役員の宜野座、上原氏等の努力の結果、終に去る8月8日学校薬剤師の制度が立法院を通過されたとのこと、まことに喜ばしい朗報である。

ぜひ購読を 隔月発行

学校や教委には無料配布をしていただけるが、医歯薬3師の方々への本紙の普及が非常におくれているので、この際1名でも多く購読が願いたい。30名以上一括発送の場合には送料の意味で3割引とする。教委や学校方面からも3師の方々にお勧め願いたい。購読料一ケ年200円

歯をカタくする新「フッソ歯磨」

- ★安定性のたかいモノフロを配合。歯質を強くして、ムシ歯を強力にふせぎます
- ★スカットした味の異色のフッソ歯磨です



ダイヤのフッソ 90グラム 120円

小中学生にはジュニア・ダイヤ

第五回国際学校保健会議が、去る7月10日から14日まで5日間、チェコスロバキアの首都プラハで開催され、日本から、野津謙氏、杉浦正輝氏、木村高偉氏、永野敏孝氏、井関勉氏、斎藤公美氏、仁志田昇氏、佐藤義臣氏、伊藤薫二氏、富田竜夫氏それに私の11人が出席した。野津謙氏は「日本の学校における健康診断」について、井関勉氏は「船よい」について発表

チェコスロバキアの学校保健について

日本学校医会長 岩尾 泰次郎

ついで発表した。会期中同国保健省次官と学校保健についてインタビューの機会をもつた。以下その概要を紹介する。

△チェコスロバキアの学制
 (一)義務教育は9年制(6歳から15歳)
 (二)中等学校は3年制(日本の高校相当)これに2部門がある。(イ)普通科
 大学に入学するための学習。(ロ)技術科
 専門的な技術の習練。卒業後直ちに実業に入るための学習。中等学校の授業は2週間に1回土曜日が休みとなる(三)大学は5年或は6年制、

医学部は6年制で、総合大学の一部としてある。卒論に合格すればドクトルの資格を得る。修士課程は2カ年で、論文提出により博士の学位が得られる。大学に入学し得ない者のために工場、農場その他で3カ年働いた者に対し、1週2日間理論的なものを教えて特別な証明書を与える。教育は総べて無償である。

△チェコスロバキアの学校保健について

(一)保健教育 義務教育の学校では行われない。中等学校になって衛生学のなかで保健教育が行なわれる。
 (二)保健管理 国営の地区の開業医が学校医を兼任。職務内容は定期健康診断、健康相談、予防接種に協力。地区の約10地区範囲に一つのメヂカルセンターがあつて、そこに常務している学校担当の医師により1年2回の精密検査が行なわれる。その結果、疾病異常者が発見された場合は当該学校医と緊密な連絡をとり総合病院におくる。(イ)予防接種について BCGは、破傷風ワクチンの実施。インフルエンザは流行するが予防接種は行なわない。小児マヒ対策は徹



プラハのカレル橋
欄干の彫刻で有名

底して、生後2カ年から15歳までソークワクチンを接種。従って全国に一名の小児マヒ患者も発生しないとのことである。

△給食について

日本の学校給食とは全く異なっている。両親が働いている家庭の子どもは、食券(有料)を買って、学校で食事をする。その他のものは家庭に帰って食事をする。10月頃から野菜や果物が少なくなるので困ることである。

△体育の問題

体育は、義務教育学校では、1日おきに1時間。中等学校の低学年は1週2時間。高学年は1週1時間。

しかしクラブ活動としての体育は非常に盛んなようである。そのほか体育の団体があつて、基本的な体育訓練を徹底的にやっている。義務教育の学校を卒業して、この団体に加入して体育をやるものが多い。スポーツ選手になるには、この団体のテストを受けなければならない。選手になれば、団体所属のスポーツ医学専門の医師の定期健康診断を受ける。また保健関係の医師はトレーナーに協力することになっている。

△学校医の問題

前記のように、国営の地区の開業医が学校医を兼任。数校かけもちの医師もある。歯科はメヂカルセンターにある。学校薬剤師の制度はない。

△養護教員

日本の養護教員のような職務をもつ保健婦があり、数校かけもちをしている。

△むすび

私は最近5回にわたりヨーロッパ諸国の学校保健事情を視察した。今回はとくに共産圏と、社会保障制度の充実していると云われるスウェーデンとノルウェーを視察した。しかしここにはチェコの学校保健の概要を紹介するにとどめた。

以上を一言にして言うならば、チェコの学校保健とくに保健管理は、保健省の管轄にあり、公衆衛生の一環として、地域社会の保健と渾(コン)然一体となつて、堅実な発展をなしつつあると言えるであろう。ヨーロッパ諸国の学校保健事情を視察して考えさせられることは、わが国の現行の学校保健と、将来の学校保健のあり方について、真剣に検討する時機が来ているのではなからうかということである。(つづく)

P-1

お子さまを強く大きく!
パンビタンペレ
パンビタンペレ
 チョコレート



タケダ薬品

しゃぶっているだけで、お子さまの成長に必要なビタミンが補給できます

他に...ご家族の健康に 強カパンビタンA・忙しい方に 強カパンビタンゴールド・赤ちゃんの成長に パンビタンA液

